

契 約 書 (案)

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と茨城県立こころの医療センター（以下「乙」という。）と（以下「丙」という。）は、甲及び乙で使用する電気の需給に関し次の条項により需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 丙は、別紙仕様書に基づき、甲及び乙が使用する電力の需要に応じて電気を供給し、甲及び乙は、丙にその対価を支払うものとする。

2 前項の対価は、第7条により算定した甲及び乙が丙に支払う料金、その他本契約により支払いを要することとなった金銭債務をいう。

（契約期間）

第2条 契約期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（契約単価）

第3条 この契約における契約単価は、別紙「契約単価表」による。

（使用電力量の増減）

第4条 甲及び乙は、その都合により、甲及び乙が仕様書で示した予定使用電力量を上回り、又は下回って電力を使用することができる。

（計量及び検査）

第5条 使用電力量の計量日は原則として毎月1日とする。

2 丙は、計量日に計量器により記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、その結果について甲及び乙の指定する職員の検査を受けなければならない。

3 甲及び乙の指定する職員への報告は電磁的方法によるものとする。

4 計量期間は、前月の計量日の0時から当月の計量日の前日の24時までとする。

5 計量日に検針を行うことができない場合は、翌日以降速やかに行うものとする。

（電気料金の算定期間）

第6条 電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

（電気料金の算定）

第7条 丙は、1月ごとに、第5条の規定による検査に合格後、電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項の電気料金は、次の各号に掲げる金額の合計金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）とする。

(1) 契約電力（常時電力）に、別紙「契約単価表」に定める常時電力基本料金単価を乗じて算

出した金額（力率割引若しくは割増をするものとする。）。

(2) 第6条に定める料金の算定期間の使用電力量に、別紙「契約単価表」に定める電力量料金単価を乗じて算出した金額（燃料費調整額を加算もしくは減算するものとする。）。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金。

（電気料金の支払い及び遅延利息）

第8条 甲及び乙は、第7条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日の翌日から30日目の日（以下「支払期日」という。）までに電気料金を支払わなければならない。

2 甲及び乙は前項の支払期日までに電気料金を支払わなかったときは、遅延利息として、支払期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払い金額から、消費税及び地方消費税額から次の算式により算定された金額を差し引き、再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を丙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

なお、次の算式により算定された金額の単位は、1円としその端数は切り捨てるものとする。

再生可能エネルギー発電促進賦課金×8／108

（契約電力の変更）

第9条 甲、乙又は丙は、使用する電力の需要に応じて、契約電力を変更する必要があると認めるときは、双方協議のうえ、これを変更することができる。

2 甲又は乙が、前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて双方協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、甲又は乙は当該協議において決定された金額を契約超過金として丙に支払うものとする。

（契約単価の変更等）

第10条 この契約を締結した後において、経済事情の変化や丙の発電費用の変動等により契約単価の改定を必要とする場合は、双方協議して定める。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第12条 丙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（機密の保持）

第13条 甲、乙及び丙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

なお、この契約の終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、甲、乙及び丙の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第14条 甲及び乙は、丙が次の各号の一に該当するときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 丙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電気の供給をする見込みがないと甲及び乙が認めたとき。

(2) この契約の履行に関し、丙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、丙がこの契約条項に違反したとき。

(違約金)

第15条 丙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合は、丙は、当該日から契約期間満了の日までの間の契約電力及び予定使用電力量に基づき、第7条第2項(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲及び乙は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお、甲及び乙に生じた損害額が上回る場合は損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第17条 この契約条項について疑義があるとき又はこの契約条項に定めのない事項については、双方協議のうえこれを解決するものとする。

(相殺予約)

第18条 この契約に基づき甲及び乙が丙に対し債務を負担する場合、甲及び乙は、丙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 茨城県笠間市鯉淵6528
茨城県立中央病院長

乙 茨城県笠間市旭町654
茨城県立こころの医療センター病院長

丙